

久喜市議会

令和6年2月定例会議

議員提出追加議案

(令和6年3月5日上程)

## 議 案 目 録

議員提出第2号	久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例	1
議員提出第3号	特別委員会の設置について	2
議員提出第4号	市長の専決事項の指定についての一部を改正する指定	3
意見第13号	政治資金規正法に関するパーティー券疑惑の全容解明と 企業団体献金の禁止を求める意見書	4
意見第14号	認知症との共生社会の実現を求める意見書	6
意見第15号	生活保護受給者の国民健康保険等への加入に反対する意 見書	8

議員提出第2号

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月5日

提出者 久喜市議会議員

猪 股 和 雄

新 井 兼

斉 藤 広 子

杉 野 修

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

久喜市議会委員会条例の一部を改正する条例

久喜市議会委員会条例（平成22年久喜市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「総合政策部」を「市長公室、総合政策部」に改め、同項第2号中「子ども未来部」を「こども未来部」に改め、同項第3号中「建設部」を「建設部、まちづくり推進部」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

令和6年4月1日付組織機構改革に伴い、常任委員会の所管事項の一部を変更するため、この案を提出するものであります。

議員提出第3号

特別委員会の設置について

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月5日

提出者 久喜市議会議員  
杉野修  
新井兼  
斉藤広子  
猪股和雄

久喜市議会議長 上條哲弘 様

特別委員会の設置について

久喜市議会が議決すべき事件を定める条例第2条第1号イにより議会が議決すべき事件としている久喜市公共施設個別施設計画について審査を行うため、地方自治法第109条及び久喜市議会委員会条例第6条の規定に基づき、久喜市議会に下記の特別委員会を置く。

記

- 1 名称 公共施設個別施設計画審査特別委員会
- 2 定数 24人
- 3 付議事件 久喜市公共施設個別施設計画に係る議案を議決するための審査を行うこと
- 4 設置期間 付議事件の審査が終了するまで

議員提出第4号

市長の専決事項の指定についての一部を改正する指定

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和6年3月5日

提出者 久喜市議会議員  
成 田 ルミ子  
樋 口 智 洋  
瀬 田 博 文  
賛成者 久喜市議会議員  
新 井 兼  
斉 藤 広 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

市長の専決事項の指定についての一部を改正する指定

市長の専決事項の指定について（令和4年久喜市議決）の一部を次のように改正する。  
本則中「100分の3」を「100分の5」に改め、「（その変更額又は変更額の累計額が300万円を超える場合を除く。）」を削る。

提案理由

公共工事の変更契約に伴う安定した工期の設定及び人員の確保等により、円滑な公共工事を実現するため、この案を提出するものであります。

意見第13号

政治資金規正法に関するパーティー券疑惑の全容解明と企業団体献金の禁止を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年3月5日

提出者 久喜市議会議員  
田村 栄子  
猪股 和雄  
賛成者 久喜市議会議員  
貴志 信智  
宮崎 亜希

久喜市議会議長 上條 哲弘 様

政治資金規正法に関するパーティー券疑惑の全容解明と企業団体献金の禁止を求める意見書

政治資金規正法は、政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるため、政治資金の収支は疑惑を招かないよう公明正大に行うことを定めている。ところが自由民主党の主要5派閥の政治資金パーティー収入（2018年以降）で約4,000万円もの不記載があったことが明らかになり、閣僚の辞任、議員辞職、国会議員の起訴が相次いでいる。

とりわけ、最大派閥である清和政策研究会（「安倍派」）が巨額の資金づくりをしていた疑惑が浮上した。所属議員が販売ノルマを超えて集めた分の収入を政治資金収支報告書に記載せず、議員側に還流させるキックバックが組織的に行われていたことが明らかである。

キックバックの総額は2022年までの5年間で5億円以上にのぼる可能性があると考えられ、岸田首相自身の派閥を含め他派閥でも同じ手法の裏金づくりがあったと報じられており、自民党全体にかかわる重大問題である。

国会で岸田首相は不記載を認め、各派閥の説明を指示した。各派閥は「事務的ミス」などと弁明しているものの、報告書に記載できない裏金づくりの疑いも濃厚で、さらには脱税疑惑も指摘されている。

政権与党である自民党は、全ての派閥について調査し、その全容を国民の前に明らかにすべきである。また、いわゆる「政治とカネ」に関わる重大な問題であり、脱法・違法が疑われる一連の行為を徹底的に解明するとともに、「金権政治」の根を断つことが求められる。派閥の解散で幕引きとすることは許されない。

よって、国会及び政府に対し、以下の事項を求める。

#### 記

- 1 岸田首相に対して、自民党における政治資金規正法違反が疑われるパーティー券疑惑を全ての派閥において調査し、全容を解明すること。
- 2 パーティー券の購入を含めて、企業・団体献金を禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 　あて  
内閣官房長官  
総務大臣

意見第14号

認知症との共生社会の実現を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年3月5日

提出者 久喜市議会議員  
猪股和雄  
賛成者 久喜市議会議員  
貴志信智  
宮崎亜希  
渡辺昌代  
春山千明

久喜市議会議長 上條哲弘 様

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている中で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう今年1月1日、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行された。現在、政府において、認知症の本人及びその家族をはじめ、認知症に関わる様々な方々から幅広い意見を聴きながら、「認知症施策推進基本計画」の策定を進めていく方針である。

認知症の人を含めた国民1人1人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現という目的に向かって、認知症施策を国と地方が一体となって進めていくことが求められている。

久喜市においても、これまで認知症を含めた高齢者施策のいっそうの充実を図ることが急務である。

誰もが認知症になる可能性がある中で、生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力をいかしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる共生社会をめざさなければならない。



よって、国におかれては、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制をいっそう強化し、一刻も早い認知症との共生社会を、各地域で実現していくために以下の事項を推進するよう強く求める。

## 記

- 1 認知症の本人が、自身が認知症であることを隠すことなく、地域において日常生活を続けられるように、認知症に対する偏見や差別を解消するため、省庁横断的かつ総合的な取り組みの推進に総力を挙げること。
- 2 地方自治体における認知症施策推進計画の策定に向けて、専門人材の派遣など適切な支援を行うとともに、自治体において実効性の高い施策を展開するために、縦割り行政に縛られない自由度の高い予算措置の在り方を検討すること。また認知症の本人が企画から評価まで意見を反映できる環境の整備を検討すること。
- 3 若年性認知症の人を含む認知症の方々の就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、事業者も含めた社会環境を整備すること。
- 4 独居や高齢者のみの世帯が急増する中、小規模多機能型居宅介護サービス事業について、家族の負担軽減と、認知症高齢者1人1人のニーズに対応して支えることができる地域の認知症対応力の強化や見守り体制の整備も含めた拡充をすること。
- 5 成年後見制度や身元保証等の在り方について、現状の課題を整理し検討を進めること。また、住まいに課題を抱える方々に対する総合的な相談対応、一貫した支援を行う実施体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 　あて  
総務大臣  
厚生労働大臣

意見第15号

生活保護受給者の国民健康保険等への加入に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年3月5日

提出者 久喜市議会議員  
川 辺 美 信  
渡 辺 昌 代  
賛成者 久喜市議会議員  
田 村 栄 子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

生活保護受給者の国民健康保険等への加入に反対する意見書

生活保護受給者を、国民健康保険及び後期高齢者医療制度へ加入させることへの検討がはじまっています。これは、国の「経済財政運営と改革の基本方針2022」で「医療扶助の在り方の検討を深める」とされたことを受け、生活保護受給者の医療扶助について、公費ではなく国民健康保険と後期高齢者医療の保険財政に移行させようとするものです。

これに対して、社会保障制度を崩すものと関係者からの見解が広がっています。全国市長会の提言決議では、「生活保護受給者の国保等への加入に向けた見直しについては、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、断固行わないこと」（2023年6月7日）としています。

2023年現在の生活保護受給者数は202万人であり、諸外国と比べてもかなり低い保護率（1.63%）です。その世帯割をみると、高齢者世帯が55.2%、障がい者と傷病者25.0%で合わせて80%以上であり、病弱者が多く医療を必要とします。当然、医療扶助費が多く、生活保護費全体の約半数を占めています。それでなくても生活保護受給者の平均死亡年齢は短く、基本である医療扶助は、自己負担からの受診抑制を招かないためにも絶対に不可欠です。

また、国民健康保険や後期高齢者医療の被保険者も低所得者が多いだけに、保険財政を圧迫し制度的に壊すことになり、保険税（料）の引き上げや患者負担増を招くことは絶対に避けるべきです。生活保護は、国が保障する制度であり、今後とも「財源負担に

については全額国庫負担とすること」（全国市長会）。「生活保護受給者に対する医療の給付については、今後とも生活保護制度において国が責任を果たすこと」（全国町村会2023年要望）とすべきです。よって、次の事項の実現について強く求めます。

#### 記

- 1、生活保護受給者の国民健康保険や後期高齢者医療保険への加入は負担増と制度を壊すものであり止めること。
- 2、生活保護は国の保障制度であり、財源負担においては今後とも全額国庫負担とすべきこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久喜市議会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣  あて  
総務大臣  
財務大臣